

# フリースクールをご利用の 保護者の皆様へ

千葉県フリースクール活動支援事業の  
実施にかかるお願い

## 千葉県フリースクール活動支援事業とは…

千葉県では、様々な理由で学校に通うことのできない、不登校児童生徒の多様な学びの場となるフリースクールの活動経費の一部を補助する事業を実施しています。

事業の詳細は千葉県教育委員会のサイトをご覧ください▶



## 保護者の皆様へのお願い

本事業をフリースクールが活用するにあたり、フリースクールにおいて、お子様一人ひとりの状況を把握し、個々に寄り添った支援ができるよう、必要な支援の計画をまとめた「支援計画」を作成していただいております。

この「支援計画」の作成にあたり、保護者の皆様から、次ページに記載の事項について、ご協力をお願いいたします。



千葉県教育庁児童生徒安全課  
不登校児童生徒支援室

Tel 043-223-4055

futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp

# 保護者の皆様へのお願い事項

- ☑ 支援計画の作成に際し、フリースクールとの面談やヒアリング、支援計画の内容確認にご協力をお願いします。
- ☑ フリースクールが、支援計画の作成において、在籍校へ「①**在籍確認**」と「②**出席扱い**(見込みを含む)の状況」について確認を行いますので、ご了承ください。
- ☑ 作成された支援計画について、フリースクールがお子様の在籍校や千葉県教育委員会に支援計画を提出することについてご承諾くださるようお願いいたします。

(なお、県も、フリースクールから支援計画の提出を受けた後、内容確認のため、市町村教育委員会経由で、学校に対し、①・②の情報照会を行います)

## Q.支援計画にはどのような内容が記載されますか？

A.以下の項目が記載されます。なお、フリースクールによっては、独自の様式をお持ちのところもあるため、書類の名称や追加項目がある場合もありますので、個別にご確認ください。  
(以下は県教育委員会が示す参考様式に記載の内容となります)

- ◆児童生徒の氏名、学校名・学年
- ◆児童生徒・保護者の意向
- ◆在籍校からの情報提供  
(出欠席の状況や児童生徒の学校での様子、支援に当たっての留意事項等)
- ◆フリースクールの支援方針・取組内容、それらを検討するに当たり、重視した点や配慮・工夫した点等
- ◆保護者の確認日
- ◆在籍校の確認日(在籍確認・出席扱いの見込み)

## Q.「出席扱い」の要件はどのようなものですか？

A. 不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けている場合、一定の要件を満たせば、学校は出席扱いとすることができます。この要件として、文部科学省は、「保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること」を挙げています。

フリースクールでの活動を学校が「出席扱い」として認めることは、不登校児童生徒の学ぶ意欲を高めることにもつながっていくものと考え、本事業では、「出席扱い」についての確認を行うこととしています。

出席扱いの要件について、詳細は文部科学省のサイトをご覧ください▶



※なお、上記「支援計画」及び「出席扱い」につきましては、保護者様の同意が得られた場合のみ、学校等の関係機関と情報共有させていただきます。